令和８年度 共同募金(一般募金)地域助成金事業公募実施要項

1.目的

由布市共同募金委員会（以下「委員会」という）は、由布市に所在し、地域福祉活動計画等に基づき由布市社会福祉協議会が行う活動費、自治会・公民館等の小地域での福祉活動費及び福祉団体やボランティア団体等の福祉活動費に係る資金の一部を助成することによって、地域福祉の向上に資することを目的として、赤い羽根共同募金（一般募金）の地域助成事業を公募します。

2.助成対象団体

(1) 由布市内を活動する団体で、別表1の要件をすべて満たす団体とします。
(2) 由布市社会福祉協議会が行う事業（地域福祉活動、各種福祉団体やボランティア団体への活動支援など）

3.助成対象校

由布市内の小学校・中学校・高等学校等が、下記に掲げる要件を満たし、本事業に申請した場合、当該校を「赤い羽根共同募金助成事業福祉協力校（以下「福祉協力校」という。）として、助成します。

(1)福祉協力校、共同募金委員会（社協）、地域住民等の協力を得て実施します。
(2)地域社会の福祉活動に協力・推進をします。

4.助成対象事業・助成金額

令和8年度内に実施予定の福祉活動に要する経費を対象とします。

助成対象事業	事業詳細	助成金額
地域福祉推進事業費	地域福祉の活性化に繋がるもの・地域との交流事業	1団体 最大　50,000円
	福祉協力校による地域福祉活動、地域との交流事業	1校 最大　40,000円
福祉団体活動支援事業費	福祉団体による活動に対して支援するもの	1団体 最大100,000円
社会福祉協議会事業費	由布市広域での地域福祉事業	1事業 最大 300,000円

※ただし、委員会が特に認める場合はこの限りではありません。

（1）助成対象とならない事業

・他の補助金との重複や公的補填のある事業。ただし、使途が重複しない事業は、申請できるものとします。
・政治、宗教、組合の運動手段として行う事業や営利（特定の個人活動等を含む）のために行う事業
・福祉を目的としない事業
・福祉協力校の児童生徒及び教職員のみで行う学校内の清掃活動、花いっぱい活動事業

(2)助成対象となる経費（例）

項目	詳細
事業費	光熱費、消耗品費、交通費、通信費、印刷費、材料費、備品購入費等
研修運営費	講師謝金、講師旅費、会場費
その他	委員会が特に認める経費

(3)助成対象とならない経費（例）

項目	詳細
運営費	経常的な団体の経費、人件費、役員手当、構成員の旅費
研修費等	研修旅行、視察旅行
飲食費	団体内の親睦会、交流会、事業に関与しない飲食費、飲酒代
景品代	事業活動以外で使用する記念品や参加賞など
その他	委員会が適切でないと認めた経費 (福祉協力校)学校内で使用する備品、消耗品費

5.申請方法

助成を受けようとする団体は、下記の関係書類を添付して、委員会に提出してください。様式は、社会福祉協議会窓口およびホームページにて配布しています。

募集期間	令和８年9月16日（水）～10月16日（金）
提出先	由布市共同募金委員会 〒879-5434 由布市庄内町庄内原 365 番地１ 由布市社会福祉協議会 本所・挾間事務所・湯布院事務所
問い合わせ	由布市共同募金委員会（由布市社会福祉協議会内） 本所（地域・相談支援課） TEL 097-582-2756
提出書類	① 赤い羽根共同募金に係る助成金交付申請書（様式1） ② 申請事業計画書（様式1－2） ③ 団体概要書（様式1－3）
ホームページ	https://yufu-shakyo.jp/pages/48/

6.助成審査・決定通知

助成先及び助成額は由布市共同募金委員会審査委員会で審査し、決定されます。決定後、交付決定通知書（様式2）を送付します。

7.助成金交付

交付決定通知書に同封する、助成金概算交付請求書(様式3)の提出後、指定口座へ振込にて交付します。受領後、領収書（様式4）を委員会に提出してください。

8.実績報告

（1）事業完了報告書

助成金により実施した事業については、**令和9年3月15日（月）**までに事業完了報告書（様式5）、および助成対象支出に関する領収書等のコピーを提出してください。

(2)助成団体等への監査

委員会は、助成金により実施した事業に関して、必要に応じて監査を行います。

(3)助成金の取消または返還等

次のいずれかに該当した場合は、助成の取消等を行い、助成金の一部または全額を返還していただきます。

1．申請書、完了報告書、添付資料等に虚偽の記載がある場合
2．助成決定以前に事業に着手した場合（委員会の承認を得た場合は除く）
3．助成決定を受けた年度内に事業を実施しなかった場合
4．助成金の使途が事業計画と異なる場合（委員会の承認を得た場合は除く）
5．助成事業の成果物の使途が恒常的に目的外と認められる場合
6．助成事業の成果物の管理に著しい落ち度があった場合

9.助成事業内容の変更

助成決定後、やむを得ない事情により、内容を変更するときは、速やかに由布市共同募金委員会へ報告し、申請書を再提出してください。

10.赤い羽根共同募金のPR

助成金により実施した事業については、「赤い羽根」の表示や、赤い羽根共同募金の助成事業であることを明示し、助成を受けたことが住民に伝わるようにしてください。

11.その他

活動を通じて知りえた個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。

【別表1】

・代表者がいること
・会員が5名以上をもって、組織されていること
・企業、政治目的をもつ団体、宗教団体等から独立していること
・その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと
・申請する年度末の時点で、1 年以上の活動実績があり、今後も継続的な活動が見込まれること。ただし、新規団体活動運営費の申請については、今後継続的な活動が見込まれること
・定款または規約、会則等を有する団体または福祉協力校での活動であること
・活動計画、予算、決算等の書類が整備されていること